平成２９年（フ）第８号
福島県白河市昭和町199番地
債務者　道又多美子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第４６０号
名古屋市中村区畑江通３丁目15番地の１　グローバル畑江802号
債務者　山根　秀義
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３号
三重県津市雲出伊倉津町1101番地
債務者　坂本　祐樹
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３９号
山口県下関市大和町１丁目11番１－407号　下関スカイマンション駅前
債務者　山野　聡彦（旧姓鳥打）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
福岡県飯塚市勢田93番地１
債務者　大崎　雅子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３７号
福岡県嘉麻市漆生1234番地４
債務者　高橋　誠猛
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第７８号
佐賀県多久市東多久町大字納所6392番地９
債務者　久原　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８０号
佐賀市神野西３丁目15番28号　グランドール神野206
債務者　瀬頭美彌子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
宮崎市月見ケ丘６丁目16番９号　フレグランスＡＳＫＡ102号
債務者　木下　理恵（旧姓重永）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３号
宮崎県小林市真方1461番地２
債務者　下薗　貴朗
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第２６号
宮崎県都城市山田町山田9526番地２
債務者　福田奈緒美
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第２０号
鹿児島県姶良市東餅田1311番地６
債務者　奥平　　翼
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目10番８－306号　大野原団地
債務者　薄迫　拓郎
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
鹿児島県霧島市横川町下ノ216番地
債務者　海老ケ迫茂
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
鹿児島県姶良市宮島町51番地13　宮島ハイツ２－Ｂ
債務者　長野みえ子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
沖縄県那覇市首里鳥堀町４丁目55番地16
債務者　新田　宗市
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１５号
福島県郡山市台新２丁目31番４号　ビラージュ藤Ⅱ101号
債務者　今泉　一男
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係